

議第40号

准看護師、調理師および製菓衛生師に係る試験および免許に関する事務の関西広域連合への移管に伴う関係条例の整理に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

准看護師、調理師および製菓衛生師に係る試験および免許に関する事務の関西広域連合への移管に伴う関係条例の整理に関する条例

(滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表(8)の4の項中「掲げる事務」の右に「(ウからクまでに掲げる事務にあっては、准看護師に係るものを除く。)」を加え、同項中アおよびイを削り、ウをアとし、エをイとし、同項オ中「第3条第3項および第5項」を「第3条第5項」に改め、同項カを同項ウとし、同項キ中「第4条第2項および第3項」を「第4条第3項」に改め、同項クを同項エとし、同項ク中「第6条第2項および第4項」を「第6条第4項」に改め、同項中キをオとし、クを削り、ケをカとし、コをキとし、同項サ中「第8条第2項、第4項および第5項」を「第8条第5項」に改め、同項サを同項クとし、同表(32)の2の項を次のように改める。

(32)の2 削除	
-----------	--

別表(44)の2の項を削る。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第2条 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第54号を次のように改める。

(54) 削除

第2条第2項第61号を次のように改める。

(61) 削除

別表第37(1)の項から(3)の項までを削り、同表(4)の項中「第6条第2項(政令附則第2項において準用する場合を含む。)」の規定に基づく准看護師免許証または保健婦免状もしくはは」を「附則第2項において準用する政令第6条第2項の規定に基づく保健婦免状または」に、

「

同	3,400
---	-------

」を「

1件につき	3,400	円
-------	-------	---

」に改め、同項を同表(1)

の項とし、同表(5)の項中「第7条第2項(政令附則第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく准看護師免許証または保健婦免状もしくは」を「附則第2項において準用する政令第7条第2項の規定に基づく保健婦免状または」に改め、同項を同表(2)の項とし、同表(6)の項を同表(3)の項とする。

(滋賀県准看護師試験委員条例の廃止)

第3条 滋賀県准看護師試験委員条例(昭和29年滋賀県条例第13号)は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条第22号から第24号までを次のように改める。

(22) から (24) まで 削除

- 3 滋賀県収入証紙条例(昭和39年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1号中「第53号」の右に「、第55号」を、「第60号」の右に「、第62号」を加える。